

平成 27 年 1 月 30 日策定

平成 30 年 2 月 28 日改訂

令和 4 年 2 月 28 日改訂

ソーシャルメディアを利用した情報発信に係るガイドライン

このガイドラインは、佐渡市の行うソーシャルメディア（以下「SM」という。）を利用した情報発信に当たり、佐渡市職員が、業務でSMを用いる際に遵守しなければならない事項を示すものです。

1 ガイドラインの目的

SMは、有効な情報伝達手段である一方で、その情報が不正確であったり、法令又は公序良俗に反したり、さらには意図せず特定又は不特定の人達の感情を害した場合には、発信者のみならず市政にも予期せぬ影響を及ぼす場合があります。それらのリスクを事前に回避するため、職員が留意すべき事項について指針を示すものです。

2 SM の定義

本ガイドラインでいうSMとは、具体的にはSocial Network Service（SNS、Mixi、Facebook等）、動画共有サイト（YouTube、ニコニコ動画等）、Weblog（ブログ）、マイクロブログ（Twitter等）、wiki、ポッドキャストといったインターネット上において情報発信、情報流通、コミュニケーション等を行うための媒体全般をいいます。

3 SMによる情報発信の位置付け

SMは、その情報伝搬力及び即時性があることから有効な情報伝達手段となりますが、インターネット上での情報発信は、あくまでも佐渡市の運用するホームページを主体とします。

4 ガイドラインの適用範囲

- (1) このガイドラインは、佐渡市職員に対して適用されます。
- (2) このガイドラインに定めのない事項については、広報主管課長に協議するものとします。

5 SM利用に当たっての基本原則

- (1) 職員がSMを利用して情報を発信する場合には、職員であることの自覚及び責任を持たなければなりません。
- (2) 地方公務員法をはじめとする関係法令及び職員の服務や情報の取扱いに関する規定等を遵守しなければなりません。

- (3) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に関して十分留意しなければなりません。
- (4) 一度ネットワーク上に公開された情報は、完全に削除できない可能性があることを踏まえ、発信する情報は正確に記述するとともに、その内容について誤解を招くことがないように留意しなければなりません。
- (5) 意図せずに自らが発信した情報により他者を傷つけたり、誤解を生じさせた場合には、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めなければなりません。
- (6) 自らが発信した情報に関し攻撃的な反応があった場合には、冷静に対応し、無用な議論となることは避けなければなりません。
- (7) 次に掲げる情報は、発信してはなりません。
 - ア 誹謗中傷又は不敬な言い方を含む情報
 - イ 人権、思想、心情等を差別し、又は差別を助長させる情報
 - ウ 違法な情報又は違法行為をあおるような情報
 - エ 信頼性が確保できない情報（単なるうわさ又はうわさを助長させる情報）
 - オ 閲覧者に損害を与えようとするサイト又は大切な内容を含むサイトに関する情報
 - カ 上記に掲げるほか、公序良俗に反する一切の情報

6 SMを利用して佐渡市行政に関する情報を発信する際の留意事項

- (1) 佐渡市（佐渡市と関係を有する者又は団体を含みます。以下同じ。）の秘密に関する情報を発信してはなりません。
- (2) 特定の組織、商品、人物等に言及する際は、その評価によって相手に不利益が生じないように配慮し、佐渡市及び他者の権利を侵害する情報を発信してはなりません。
- (3) 佐渡市のセキュリティを脅かすおそれのある情報を発信してはなりません。
- (4) 自らの職務に関する情報を発信する場合は、守秘義務を遵守するとともに、意思形成過程における情報を発信してはなりません。ただし、佐渡市が積極的に意見等を求める場合は、除きます。
- (5) 自らは職務上直接かかわらない事項であっても、行政に関する情報を発信する場合にあっては、その情報が不正確な場合には市政に重大な影響を与えるおそれがあることについて十分留意しなければなりません。